

# 重要事項説明書

居宅介護支援

医療法人社団 誠道会

介護相談センター菜の花

## 「指定居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(各務原市指定 第2170500884号)

利用契約後、事業所から契約者(利用者)に対して指定居宅介護支援事業サービスを提供します。  
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいことを次のとおり説明します。

### 1. 経営法人

法人名	医療法人社団 誠道会
法人所在地	岐阜県各務原市鵜沼山崎町6-8-2
電話番号	058-384-8485
代表者氏名	理事長 磯野 倫夫
設立年月	平成7年6月

### 2. 事業所の概要

事業所の種類	指定居宅介護支援事業所
事業所の名称	介護相談センター菜の花
事業所の所在地	岐阜県各務原市鵜沼山崎町6-8-2
電話番号	058-370-6935
管理者氏名	林 愛
運営方針	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 在宅で要介護状態及び要支援状態となった場合に、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。</li><li>2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境などに応じて、利用者の選択に基づき、適切にサービスを提供します。</li><li>3. サービス提供にあたり、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供します。</li></ol>

### 3. 事業実施地域及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（但し、12月31日～1月3日を除く）
営業時間	9：00～17：00 ※24時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者の相談等に対応しています。
通常の事業実施地域	各務原市 坂祝町

### 4. 職員の体制

職 種	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務	職 務 内 容
管 理 者	0名	1名	0名	0名	事業所の従業員及び業務の管理を総括します。
介護支援専門員	3名以上	1名	0名	0名	居宅介護支援の提供をします。 介護支援専門員一人当たりの担当利用者数は、規定の件数を上限とします。

### 5. 当事業所が提供するサービスの概要

利用者に対して以下のサービスを提供します。

居宅サービス計画の作成	利用者の居宅を訪問し、心身の状況、置かれている環境を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。
-------------	---

<居宅サービス作成の流れ>

- ①事業者は介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- ②居宅サービス計画の作成の開始にあたって、当該地域における指定居宅サービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に対して提供して、サービスの選択を求めます。また、サービスの選定・推薦に際しては、利用者のニーズ等を踏まえつつ、公正中立に行うものとします。  
居宅サービス計画に位置付けるサービス事業所について、複数事業所の紹介、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることができます。  
また前6ヶ月に当事業所が作成した居宅サービス計画における訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合と、サービスごとに同一サービス事業所によって提供されたものの割合について説明します。
- ③介護支援専門員は、利用者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、利用者提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その状況、内容、利用料等について利用者及びその家族に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

居宅サービス計画作成後の便宜の供与	利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
-------------------	--

居宅サービス計画の変更	利用者が居宅サービスの変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご利用者の双方の合意に基づき、居宅サービスを変更します。
介護保険施設への紹介	利用者が居宅において日常生活を営む事が困難となったと認められる場合または利用者が介護保険施設への入所等を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。
申請等手続きの代行	要介護認定のための申請手続きや居宅サービス計画作成依頼書等の提出代行をします。
給付管理業務	居宅サービス計画作成後も居宅サービス計画の実施状況の把握及びこれに基づく給付管理業務を行います。

## 6. 利用料金

居宅介護支援に関するサービス利用料金（別紙付表）について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する事ができない場合は、国が定める介護報酬の全額を徴収いたします。

## 7. サービス提供記録等の閲覧

利用者及びその家族は、サービス提供記録、事業計画等を閲覧することができます。ご希望される場合は、事業所宛にお申し出下さい。

## 8. 苦情の受付について

### ○当事業所における苦情やご相談の専用窓口

苦情受付窓口	担当者 林 愛（介護支援専門員） 電話番号 058-370-6935 F A X 058-384-2102
受付時間	営業日の9:00～17:00

### ○行政機関その他苦情受付機関

各務原市役所 高齢介護課 施設指導係	所在地 各務原市那加桜町1丁目69番地 電話番号 058-383-2067
坂祝町役場 福祉課介護保険係	所在地 加茂郡坂祝町取組46-18 電話番号 0574-26-7111（代表）



## 個人情報（利用者情報）の取り扱いについて

「医療法人社団 誠道会」（以下「当法人」という。）では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する理念の下、お預かりしている個人情報（利用者情報）についての規定を設け、以下のとおり取り扱います。

※利用者情報とは、個人名、住所、その他の記述等により利用者本人を識別できる利用者及びその家族に関する情報であり、他の情報との照合により容易に利用者本人を識別できるものを含まず。

### ●収集の目的

当法人が運営する医療・介護サービス事業所において、適切な医療又は介護サービスの提供を行う為に、利用者情報を収集します。

利用者情報を提供いただけない場合は、その後の連絡及びサービス提供等に影響する事があります。

### ●収集目的の範囲外の利用及び提供の場合の措置

前項で示した収集目的の範囲外での情報の利用及び提供をする場合は、事前に通知し、その同意を得た上で行います。

### ●安全確保について

お預かりした利用者情報は当法人が適正且つ厳重に管理します。

また、利用者情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん及び漏洩など、利用者情報に関するリスクに対し合理的な安全策を講じます。

### ●情報主体からの要求

お預かりした利用者情報の開示・訂正・削除・利用の停止等の申し出があった場合は、利用者本人またはその代理人に確認のうえ、合理的な方法で速やかに対処いたします。

但し、生命の安全に関するなど、適切な医療・福祉サービスの提供に影響を及ぼすと当法人が判断をする場合は、この限りではないものとします。

### ●利用者情報を外部に提供する場合の措置

お預かりした利用者情報を外部（行政〔市役所・警察・消防等〕、他の医療・福祉機関等）に提供する場合は、情報の保護水準を十分に満たしているものを選定します。

私は、「個人情報（利用者情報）の取り扱いについて」を理解し、情報提供の必要が生じた場合には、利用者及びその家族に関する情報を提供することに同意します。

令和            年            月            日

### 〈利用者〉

（代筆） 氏 名 : \_\_\_\_\_ 印

（利用者に契約、署名が困難と判断される場合は、利用者欄を代筆・押印し、代筆欄に丸を付けてください）

### 〈家族の代表〉

氏 名 : \_\_\_\_\_ 印

続 柄 : \_\_\_\_\_

付表 居宅介護支援費及び各種加算について

居宅介護支援費（Ⅰ）	要介護 1、2	1, 076 単位
	要介護 3、4、5	1, 398 単位

初回加算	300 単位/月	新規および要支援者が要介護認定を受けた場合、または要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合に算定します。
特定事業所加算（Ⅰ）	505 単位/月	厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定居宅支援事業所は、当該基準に掲げる区分に従い算定する。
特定事業所加算（Ⅱ）	407 単位/月	
特定事業所加算（Ⅲ）	309 単位/月	
特定事業所加算（A）	100 単位/月	
特定事業所 医療介護連携加算	125 単位/月	
通院時情報連携加算	50 単位/月	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師に利用者の心身の状況等必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として算定する。
入院時情報連携加算（Ⅰ） ※入院後3日以内に情報提供	200 単位/月	利用者が病院、または診療所に入院するに当たって、当該病院または診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報を提供した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度としていずれか一方を算定する。
入院時情報連携加算（Ⅱ） ※入院後4日以上7日以内に 情報提供	100 単位/月	
退院・退所加算（Ⅰ）イ	450 単位/回	病院若しくは診療所や介護保険施設等から退院または退所に当たり、利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、居宅サービス計画を作成し調整を行った場合に算定する。入院・入所期間中1回を限度とする。
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600 単位/回	
退院・退所加算（Ⅱ）イ	600 単位/回	
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750 単位/回	
退院・退所加算（Ⅲ）	900 単位/回	
緊急時等 居宅カンファレンス加算	200 単位/回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービスを居宅サービス等の利用調整を行った場合、利用者1人につき1月に2回を限度として算定できる。
ターミナル ケアマネジメント加算	400 単位/月	末期悪性腫瘍であって、在宅で死亡した利用者に対して、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た上で、利用者・家族の同意を得て訪問、主治医・サービス事業所に心身状況の情報提供をする等、一定の要件を満たす場合に算定する。

※各務原市は地域区分が7級地となり、1単位=10.21円となります。